

## 角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給規則

### (目的)

第1条 この規則は、物価高騰等対策として、医療施設、薬局及び介護施設（以下「医療・介護施設等」という。）に対して、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金（以下「特別応援金」という。）を支給することにより、市民生活に不可欠な医療及び介護サービス（以下「サービス等」という。）の担い手である医療・介護施設等を支援するとともに、サービス等の提供体制の維持に資することを目的とする。

### (特別応援金の支給対象施設)

第2条 特別応援金の支給の対象となる施設（以下「支給対象施設」という。）は、令和8年1月1日時点で所在地が市内にある医療・介護施設等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日時点においてサービス等の提供を休止している施設を除くものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関及び保険薬局
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条に規定するサービス等（居宅療養管理指導を除く。）を行う施設。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム

### (特別応援金の額)

第3条 特別応援金の額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める特別応援金の額とする。

### (申請受付開始日及び申請期限)

第4条 特別応援金に係る申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、令和8年3月10日とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

### (支給の申請)

第5条 特別応援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

### (支給の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、特別応援金

を支給することが適當と認めるときは、申請者に対し角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。  
(特別応援金の請求及び支給)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに特別応援金を支給するものとする。

(特別応援金の支給決定及び額の確定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により特別応援金の支給の決定を受けた申請者に対し、特別応援金の支給の決定及び額の確定を取り消すことができる。

(特別応援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により特別応援金の支給の決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に特別応援金が支給されているときは、期限を定めてその全部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	特別応援金の額
ア 第2条第1号に該当する病院	50,000円に令和7年4月1日現在の病床数を乗じて得た額
イ 第2条第1号に該当する医科診療所	40万円
ウ 第2条第1号に該当する歯科診療所	40万円
エ 第2条第1号に該当する薬局	20万円
オ 第2条第2号に該当する施設のうち、法第8条第25項に規定する指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	60万円
カ 第2条第2号に該当する施設のうち、法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設又は同条第25項に規定する介護医療院	40万円
キ 第2条第2号に該当する施設（この表のオ及びカに定める施設を除く。）。ただし、当該施設が法第41条第1項本文の指定を受けている場合において、当該指定に係る居宅サービスが法第8条第1項に規定する福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の両方であるときは、一の指定とみなす。	20万円
ク 第2条第3号に該当する施設	60万円